

令和4年3月30日 開会

令和4年 第1回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合

## 目 次

議案第 1 号	令和 3 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）	・・・	1 頁
議案第 2 号	令和 4 年度枚方寝屋川消防組合予算	・・・	別冊
議案第 3 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	・・・	27 頁
議案第 4 号	枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	・・・	32 頁
議案第 5 号	枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部改正について	・・・	37 頁
議案第 6 号	枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について	・・・	41 頁
議案第 7 号	枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	・・・	44 頁
議案第 8 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・	47 頁
議案第 9 号	枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について	・・・	54 頁

## 議案第 1 号

### 令和 3 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 2 号)

令和 3 年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185,321千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,260,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

#### (地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 30 日 提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,327,299	▲ 275,224	7,052,075
	1 負担金	7,327,299	▲ 275,224	7,052,075
3 国庫支出金		13,993	▲ 1,396	12,597
	1 国庫補助金	13,993	▲ 1,396	12,597
4 府支出金		7,774	▲ 362	7,412
	1 府負担金	7,774	▲ 362	7,412
7 諸収入		23,231	▲ 608	22,623
	2 雑入	23,221	▲ 608	22,613
8 組合債		52,300	▲ 700	51,600
	1 組合債	52,300	▲ 700	51,600
9 繰越金		—	92,969	92,969
	1 繰越金	—	92,969	92,969
歳入合計		7,445,410	▲ 185,321	7,260,089

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 消防費		6,850,267	▲ 180,886	6,669,381
	1 消防費	6,850,267	▲ 180,886	6,669,381
4 公債費		580,197	▲ 4,435	575,762
	1 公債費	580,197	▲ 4,435	575,762
歳出合計		7,445,410	▲ 185,321	7,260,089

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

補		正			前			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設 整備事業	52,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は半年賦及び 年賦元金均等 償還	組合財政の都合 により償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
計	52,300							

(単位:千円)

補		正			後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
消防防災施設 整備事業	51,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	政府資金 又は損保 その他	25年 以内	3年 以内	半年賦及び年 賦元利均等又 は半年賦及び 年賦元金均等 償還	組合財政の都合 により償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
計	51,600							



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 分担金及び負担金	7,327,299	▲275,224	7,052,075		
(項)					
1. 負担金	7,327,299	▲275,224	7,052,075		
(目)1. 負担金	7,327,299	▲275,224	7,052,075	1. 枚方市負担金	▲167,467
				2. 寝屋川市負担金	▲107,757
(款)					
3. 国庫支出金	13,993	▲1,396	12,597		
(項)					
1. 国庫補助金	13,993	▲1,396	12,597		
(目)1. 消防防災施設整備費 等国庫補助金	13,993	▲1,396	12,597	1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,396
(款)					
4. 府支出金	16,594	▲362	16,232		
(項)					
1. 府負担金	7,774	▲362	7,412		
(目)1. 常備消防費府負担金	7,774	▲362	7,412	1. 職員派遣府負担金	▲362
(款)					
7. 諸収入	23,231	▲608	22,623		
(項)					
2. 雑入	23,221	▲608	22,613		
(目)1. 雑入	23,221	▲608	22,613	1. 雑入	▲608
(款)					
8. 組合債	52,300	▲700	51,600		
(項)					
1. 組合債	52,300	▲700	51,600		

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 枚方市負担金	▲167,467	1. 枚方市負担金	▲167,467
		(1) 枚方市負担金 (按分比率 60.9028%)	▲167,467
		經常経費	▲108,997
		特別経費	58,470
1. 寝屋川市負担金	▲107,757	2. 寝屋川市負担金	▲107,757
		(1) 寝屋川市負担金 (按分比率 39.0972%)	▲107,757
		經常経費	69,971
		特別経費	37,786
1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,396	1. 消防防災施設整備費等補助金	▲1,396
		(1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金	▲1,396
1. 職員派遣府負担金	▲362	1. 職員派遣府負担金	▲362
		(1) 府立消防学校派遣教官人件費	▲362
1. 雑入	▲608	1. 雑入	▲608
		(1) 枚方市派遣職員人件費	▲608

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(目)1. 消防防災施設整備事業債	52,300	▲700	51,600	1. 消防防災施設整備事業債	▲700
(款) 9. 繰越金	-	92,969	92,969		
(項) 1. 繰越金	-	92,969	92,969		
(目)1. 繰越金	-	92,969	92,969	1. 繰越金	92,969
歳 入 合 計	7,445,410	▲185,321	7,260,089		

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 消防防災施設整備事業債	▲700	1. 消防防災施設整備事業債 ▲700 (1) 消防自動車整備事業 ▲700	
1. 前年度繰越金	92,969	1. 前年度繰越金 92,969 (1) 前年度繰越金 92,969	

## 2 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 3. 消防費	6,850,267	▲180,886	6,669,381	▲1,758	▲700	▲608	▲177,820
(項) 1. 消防費	6,850,267	▲180,886	6,669,381	▲1,758	▲700	▲608	▲177,820
(目)1. 常備消防費	6,746,798	▲172,225	6,574,573	▲362	-	▲608	▲171,255

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 ▲27,702	2. 一般職給 ▲27,702	
3. 職員手当等 ▲73,445	1. 扶養手当 550 2. 地域手当 ▲5,103 3. 通勤手当 ▲7,874 4. 管理職手当 ▲4,318 5. 時間外勤務手当 ▲7,977 7. 特殊勤務手当 28,669 10. 期末手当 ▲53,239 11. 勤勉手当 ▲22,991 12. 退職手当 ▲4,583 14. 住居手当 ▲484 19. 児童手当等 3,905	1. 消防施設の整備事業経費 ▲954 (1) 庁舎維持管理費 ▲274 ア. 消防設備点検手数料 ▲274 (2) 消防情報システム管理運営費 ▲680 ア. 位置情報通知システム(統合型)回線使用料 ▲198 イ. 位置情報通知システム(統合型)使用料 ▲268 ウ. 消防情報システム整備事業サーバ等機器賃貸借料 ▲214 2. 消防機械の整備事業経費 ▲67 (1) 消防機械等整備費 ▲67 ア. 梯子車オーバーホール(三井) ▲67 3. 警防体制の整備事業経費 ▲381 (1) 救助隊強化推進費 ▲366 ア. 救助大会参加車両の借上料 ▲366 (2) 消防出初式・地域防災総合訓練等運営費 ▲15 ア. 出初式用食糧費 ▲15 4. 組織体制整備事業経費 ▲166,732 (1) 職員採用費 ▲248 使 ▲248 (2) 職員給与等管理費 ▲166,484 ア. 職員給 ▲27,702 イ. 扶養手当 550 ウ. 地域手当 ▲5,103 エ. 通勤手当 ▲7,874 オ. 管理職手当 ▲4,318 カ. 超過勤務手当 ▲7,977 キ. 特殊勤務手当 28,669 ク. 期末手当 ▲53,239 ケ. 勤勉手当 ▲22,991 コ. 退職手当 ▲4,583 サ. 住居手当 ▲484 シ. 児童手当等 3,905
4. 共 済 費 ▲65,337	2. 健康保険負担金 ▲2,125 3. 共済組合負担金 ▲58,677 5. 雇用保険料 ▲1,103	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(目)2.非常備消費費	1,154	148	1,302	-	-	-	148
(目)3.消防施設費	102,315	▲8,809	93,506	▲1,396	▲700	-	▲6,713
(款) 4. 公債費	580,197	▲4,435	575,762	-	-	-	▲4,435

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	10. 厚生年金負担金 ▲3,432
8. 旅 費 ▲819	2. 普通旅費 ▲819
10. 需 用 費 ▲243	3. 食 糧 費 ▲15 4. 印刷製本費 ▲100 6. 修 繕 料 ▲128
11. 役 務 費 ▲472	1. 通信運搬費 ▲198 4. 手 数 料 ▲274
12. 委 託 料 ▲2,300	1. 委 託 料 ▲2,300
13. 使用料及び賃借料 ▲1,204	1. 使用料及び賃借料 ▲1,204
18. 負担金、補助及び交付金 ▲703	1. 負 担 金 ▲703
10. 需 用 費 148	2. 燃 料 費 148
14. 工事請負費 ▲7,949	1. 工事請負費 ▲7,949
17. 備品購入費 ▲860	2. 機械器具費 ▲860

概 要 説 明	
ス. 健康保険負担金	▲2,112
セ. 会計年度任用職員(専門員)健康保険負担金	▲13
ソ. 共済組合負担金	▲58,677
タ. 再任用職員等雇用保険料	▲1,064
チ. 会計年度任用職員(専門員)雇用保険料	▲19
ツ. 会計年度任用職員(事務補助員)雇用保険料	▲20
テ. 再任用職員等厚生年金負担金	▲3,408
ト. 会計年度任用職員(専門員)厚生年金負担金	▲24
5. 人材育成・組織活性化事業経費	▲1,522
(1) 研修費	▲1,522
ア. 専門教育関係研修旅費	▲819
イ. 消防大学校関係負担金	▲180
ウ. 大阪市消防局高度専門教育訓練センター関係負担金	▲523
6. 消防行政への市民参画の推進事業経費	▲2,569
(1) 消防広報及び広報活動費	▲2,569
印 ▲100 修 ▲61 委 ▲2,300 使 ▲108	
1. 枚方市消防団員活動経費	148
(1) 諸 経 費	148
燃 148	
1. 消防施設の整備事業経費	▲7,949
(1) 庁舎維持管理費	▲7,949
ア. 自家発始動用蓄電池交換工事	▲40
イ. 寝屋川消防署屋上防水工事	▲7,909
2. 消防機械の整備事業経費	▲860
(1) 消防車両等購入費	▲860
ア. 救急車購入費(中振、西 各1台)	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項) 1. 公債費	580,197	▲4,435	575,762	-	-	-	▲4,435
(目)2. 利子	18,301	▲4,435	13,866	-	-	-	▲4,435
歳 出 合 計	7,445,410	▲185,321	7,260,089	▲1,758	▲700	▲608	▲182,255





# 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(95) 630	19,187	2,450,290	2,296,892	4,766,369	894,237	5,660,606	
補正前	(95) 630	19,187	2,477,992	2,374,242	4,871,421	959,574	5,830,995	
比 較	(0) 0	0	▲ 27,702	▲ 77,350	▲ 105,052	▲ 65,337	▲ 170,389	

( )内は、再任用職員及び会計年度任用職員で外書き

職員手当の	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	92,770	262,769	60,433	104,186	194,266	85,888	568,533
	補正前	92,220	267,872	68,307	108,504	202,243	57,219	621,772
	比 較	550	▲ 5,103	▲ 7,874	▲ 4,318	▲ 7,977	28,669	▲ 53,239
内 訳	区 分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	住居手当 (千円)				
	補正後	435,415	428,035	64,597				
	補正前	458,406	432,618	65,081				
	比 較	▲ 22,991	▲ 4,583	▲ 484				

職員手当は、児童手当法に基づく児童手当等を除く

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明(千円)	備考	
給料	▲ 27,702	昇給に伴う増減分	681	定期昇給見込額の増分 昇任昇格の昇給見込額の減分	2,111 ▲ 1,430	
		その他の増減分	▲ 28,383	職員変動による増減分 ・定年前早期退職者等に伴うもの ・休職や育児休業等に伴うもの ・懲戒処分による減給等に伴うもの ・新規採用職員初任給見込額の減少に伴うもの ・その他	▲ 24,042 ▲ 3,806 ▲ 1,377 ▲ 365 1,207	
職員手当	▲ 77,350	制度改正に伴う増減分	▲ 354	人事院勧告による減分 ・期末手当	▲ 35,679	0.15月分(再任用0.10月分)減
		その他の増減分	▲ 76,996	特殊勤務手当(感染症等対策業務手当) 支給要件改正に伴う増分  職員変動等による増減分 ・扶養手当 ・地域手当 ・通勤手当 ・管理職手当 ・特殊勤務手当 ・時間外勤務手当 ・期末手当 ・勤勉手当 ・退職手当 ・住居手当	35,325  550 ▲ 5,103 ▲ 7,874 ▲ 4,318 ▲ 6,656 ▲ 7,977 ▲ 17,560 ▲ 22,991 ▲ 4,583 ▲ 484	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	消防職員	
令和4年1月1日 現在	平均給料月額(円)	300,151
	平均給与月額(円)	426,666
	平均年齢(歳)	38歳2月
令和3年1月1日 現在	平均給料月額(円)	296,322
	平均給与月額(円)	421,165
	平均年齢(歳)	38歳0月

上記金額について、再任用職員は、含まれていない

イ 級別職員数

区 分	消 防 職 員		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年1月1日 現 在	9 級	(-) 1	(-) 0.2
	8 級	(-) 7	(-) 1.1
	7 級	(1) 7	(1.3) 1.1
	6 級	(9) 31	(12.2) 4.9
	5 級	(13) 83	(17.6) 13.2
	4 級	(5) 156	(6.7) 24.8
	3 級	(6) 166	(8.1) 26.4
	2 級	(40) 52	(54.1) 8.3
	1 級	(-) 125	(-) 20.0
	計	(74) 628	(100.0) 100.0
令和3年1月1日 現 在	9 級	(-) 1	(-) 0.2
	8 級	(-) 6	(-) 0.9
	7 級	(1) 8	(1.3) 1.3
	6 級	(10) 23	(13.2) 3.6
	5 級	(9) 92	(11.8) 14.4
	4 級	(7) 157	(9.2) 24.6
	3 級	(6) 167	(7.9) 26.1
	2 級	(43) 49	(56.6) 7.7
	1 級	(-) 136	(-) 21.3
	計	(76) 639	(100.0) 100.0

( )内は、再任用職員で外書き

(級別の標準的な職務内容)

区 分	9 級	8 級	7 級
消 防 職 員	・消防長の職務	・消防次長の職務 ・部長又は署長の職務	・参事の職務 ・部次長又は副署長の職務
区 分	6 級	5 級	4 級
消 防 職 員	・副参事の職務 ・課長の職務 ・主幹の職務	・課長補佐の職務 ・副主幹の職務	・係長の職務 ・主査の職務
区 分	3 級	2 級	1 級
消 防 職 員	・主任の職務	高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	・定型的な業務を行う職務

ウ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			消防吏員	その他の職員	
補正後	職 員 数 (A)(人)	628	626	2	
	昇給に係る職員数 (B)(人)	582	582	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	36	36	0
		2号給(人)	3	3	0
		3号給(人)	13	13	0
		4号給(人)	478	478	0
		5号給(人)	48	48	0
		6号給(人)	4	4	0
		7号給(人)	2	2	0
		8号給(人)	0	0	0
比 率 (B) / (A) (%)	93	93	0		
補正前	職 員 数 (A)(人)	639	637	2	
	昇給に係る職員数 (B)(人)	582	582	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	32	32	0
		2号給(人)	7	7	0
		3号給(人)	21	21	0
		4号給(人)	441	441	0
		5号給(人)	48	48	0
		6号給(人)	32	32	0
		7号給(人)	1	1	0
		8号給(人)	0	0	0
比 率 (B) / (A) (%)	91	91	0		

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175) 2.225	(1.075) 2.075	(2.25) 4.30	有	
補正前	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	有	
国の制度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	有	

( )内は、再任用職員で外書き

オ 地域手当

支給対象地域	4級地及び5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	628
国の指定基準に基づく支給率(%)	4級地 12 5級地 10

カ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種
		消防吏員
給料総額に対する比率(%)	2.7	2.7
支給対象職員の比率(%) (令和4年1月1日現在)	83.0	83.2
代表的な特殊勤務手当の名称	機関手当 出場手当	



地方債の前前年度末における  
当該年度末における現在高

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1 普通債 (1) 消防	補 正 前	3,317,094	2,942,276
	補 正 額	—	—
	補 正 後	3,317,094	2,942,276

現在高並びに前年度末及び  
の見込みに関する調書

(単位:千円)

当該年度中増減見込み		当該年度末現在高 見込額
当該年度中 当起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
52,300	561,896	2,432,680
▲ 700	—	▲ 700
51,600	561,896	2,431,980

# 令和4年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会 予算説明概要

## 令和3年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）

補正前の額	7,445,410 千円
今回補正額	▲ 185,321 千円
歳入歳出総額	7,260,089 千円

歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

予算科目	補正額	予算概要	
分担金及び負担金	▲ 275,224	1 負担金	▲ 275,224
		(1)枚方市負担金	▲ 167,467
		(2)寝屋川市負担金	▲ 107,757
国庫支出金	▲ 1,396	1 国庫補助金	▲ 1,396
		(1)緊急消防援助隊設備整備費補助金	▲ 1,396
府支出金	▲ 362	1 府負担金	▲ 362
		(1)府立消防学校派遣教官人件費	▲ 362
諸収入	▲ 608	1 雑入	▲ 608
		(1)枚方市派遣職員人件費	▲ 608
組合債	▲ 700	1 組合債	▲ 700
		(1)消防自動車整備事業	▲ 700
繰越金	92,969	1 繰越金	92,969
		(1)前年度繰越金	92,969

2 歳出

(単位：千円)

予算科目	補正額	予算概要																					
消防費	▲ 180,886	1 常備消防費	▲ 172,225																				
		(1)人件費	▲ 166,484																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">補正前</th> <th style="text-align: center;">補正後</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職給</td> <td style="text-align: right;">2,477,992</td> <td style="text-align: right;">2,450,290</td> <td style="text-align: right;">▲ 27,702</td> </tr> <tr> <td>職員手当等</td> <td style="text-align: right;">2,433,297</td> <td style="text-align: right;">2,359,852</td> <td style="text-align: right;">▲ 73,445</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td style="text-align: right;">959,574</td> <td style="text-align: right;">894,237</td> <td style="text-align: right;">▲ 65,337</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">5,870,863</td> <td style="text-align: right;">5,704,379</td> <td style="text-align: right;">▲ 166,484</td> </tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	補正額	一般職給	2,477,992	2,450,290	▲ 27,702	職員手当等	2,433,297	2,359,852	▲ 73,445	共済費	959,574	894,237	▲ 65,337	計	5,870,863	5,704,379	▲ 166,484	
	補正前	補正後	補正額																				
一般職給	2,477,992	2,450,290	▲ 27,702																				
職員手当等	2,433,297	2,359,852	▲ 73,445																				
共済費	959,574	894,237	▲ 65,337																				
計	5,870,863	5,704,379	▲ 166,484																				
		(2)コロナの影響に伴う中止事業経費 (消防出初式、救助大会等) (委託料・使賃料等)	▲ 4,620																				
		(3)三井はしご車オーバーホール(修繕料)	▲ 67																				
		(4)契約確定に伴う減額 (手数料・使賃料等)	▲ 1,054																				
		2 非常備消防費	148																				
		(1)燃料費(枚方市)	148																				
		3 消防施設費	▲ 8,809																				
		(1)消防車両購入費(機械器具費) (救急車2台)	▲ 860																				
		(2)消防庁舎及び消防施設工事費(工事請負費) (寝屋川消防署屋上防水工事等)	▲ 7,949																				
公債費 (利子)	▲ 4,435	1 長期債利子	▲ 3,435																				
		2 一時借入金利子	▲ 1,000																				

### 議案第 3 号

#### 枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 30 日 提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

#### 提案理由

仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援することを目的に、職員の配偶者同行休業制度を導入するため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員の配偶者同行休業に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第4項まで、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

#### (配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

#### (配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

#### (配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、規則で定めるところにより配偶

者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第 3 条に規定する期間を超えない範囲内において、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 第 2 条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について、前条の規定は配偶者同行休業の期間の延長の承認の申請について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 7 条 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他消防長がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第 8 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業に相当するものとして任命権者が定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の

規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合に該当したときには、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなし、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給日（枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号）第8条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方寝屋川消防組合条例第50号）第6条の4第1項及び第7条第5項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした職員の退職手当に関する条例第7条第5項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」

とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例の一部改正)

2 枚方寝屋川消防組合消防職員定数条例（昭和 46 年枚方寝屋川消防組合条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 号を第 4 号、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定により配偶者同行休業をしている職員

(枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

3 枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年枚方寝屋川消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 10 号を第 11 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

## 議案第4号

### 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の制定について

次のとおり枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月30日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

#### 提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めた職員の採用等に関し必要な事項を定めるため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合一般職の任期付職員の採用等に関する 条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、枚方寝屋川消防組合における一般職の消防職員（以下「職員」という。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (職員の任期を定めた採用)

第2条 管理者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 管理者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内において確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活

用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(4) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内において確保することが一定の期間困難である場合

(5) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 管理者は、前条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与の特例)

第4条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	375,000 円
2	422,000 円
3	472,000 円
4	533,000 円

2 管理者は、特定任期付職員の号給を、当該特定任期付職員が従事する業務に応じて管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、その給料月額を同項の給料表に掲げる4号給の給料月額にその額と同項の給料表に掲げる3号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた特定任期付職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、管理者が別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

（特定任期付職員等に係る給与条例の適用除外等）

第5条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例（昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条並びに第35条第1項及び第2項の規定並びに扶養手当、住居手当、及び勤勉手当に関する規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方寝屋川消防組合条例第50号）第7条第4項の規定は、特定任期付職員及び一般任期付職員には適用しない。

3 特定任期付職員について給与条例第28条の2第1項及び第35条第3項の規定を適用する場合には、給与条例第28条の2第1項中「規則で指定する管理・監督の職にある者」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第35条第3項中「管理職手当を支給せられる職員」とあるのは「特定任期付職員」と読み替えるものとする。

4 特定任期付職員に対する給与条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の215」とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

### 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 30 日 提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 提案理由

デジタル改革関連法が令和 3 年 5 月に公布され、関連法律が順次施行されることに伴い、枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の所要の規定を整理するため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例（平成 30 年枚方寝屋川消防組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 26 条第 5 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 3 号の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>る情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。）をいう。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>る情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。）をいう。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

## 議案第6号

### 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月30日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、当該手数料の額を変更するため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防手数料条例（平成12年枚方寝屋川消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4、6の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表8の項中「17,000円」を「15,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現行）					
別表第4（第2条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料				別表第4（第2条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料					
項	手数料を納付すべき者	事務の区分		金額	項	手数料を納付すべき者	事務の区分		金額
1～5	(略)	(略)		(略)	1～5	(略)	(略)		(略)
6	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定を受けようとする者	法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	98,000円	6	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定を受けようとする者	法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	110,000円
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
7	(略)	(略)		(略)	7	(略)	(略)		(略)
8	貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可を受けようとする者	法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	8	貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可を受けようとする者	法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
9～13	(略)	(略)		(略)	9～13	(略)	(略)		(略)
備考 (略)				備考 (略)					

## 議案第7号

枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月30日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

### 提案理由

令和3年人事院勧告に基づき、本消防組合消防職員の給与改定に準じて、枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定を行うため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第7号参考資料

枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（期末手当）            第8条 〔略〕            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。            表 〔略〕            3～5 〔略〕</p>	<p>（期末手当）            第8条 〔略〕            2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。            表 〔略〕            3～5 〔略〕</p>

## 議案第 8 号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 30 日 提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

#### 提案理由

育児休業等を取得することができる職員の範囲を拡大するなど、全ての職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境を整備するため。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方寝屋川消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第7条第1項中「第6号」の次に「。以下「会計年度任用職員給与条例」という。」を加える。

第12条第1号に次のように加える。

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの1日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に6を乗じて得た時間勤務すること。

第12条第2号中「又は当該職員」を「、当該職員」に改め、「3を乗じて得た時間」の次に「又は当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に6を乗じて得た時間に4を乗じて得た時間」を加える。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条中「枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を「会計年度任用職員給与条例」に、「同条例」を「会計年度任用職員給与条例」に改める。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠等についての申出があった場合における措置）

第23条 任命権者は、職員が、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出をしたときは、育児休業の取得の促進のための措置として規則で定めるものを講じなければならない。

（育児休業の取得を円滑にするための措置）

第 24 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第8号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(主要な改正部分の新旧対照表)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>[削除]</p> <p><u>(ア)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号。以下「給与条例」という。)第36条第1項又は枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)</p> <p>第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア)</u> <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員にあつては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ)</u> 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号。以下「給与条例」という。)第36条第1項又は枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)</p> <p>第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>（1） 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定の適用を受ける職員 次に掲げるいずれかの勤務の形態</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの1日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に6を乗じて得た時間勤務すること。</u></p> <p>（2） 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）</p> <p>ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に2を乗じて得た時間に当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間を加えた時間、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間に5を乗じて得た時間、<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に3を乗じて得た時間又は当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に6を乗じて得た時間に4を乗じて得た時間となるように勤務すること。</u></p>	<p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>（1） 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定の適用を受ける職員 次に掲げるいずれかの勤務の形態</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>（2） 勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）</p> <p>ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に2を乗じて得た時間に当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間を加えた時間、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間に5を乗じて得た時間<u>又は当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に3を乗じて得た時間</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____となるように勤務すること。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に2を乗じて得た時間に当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間を加えた時間、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間に5を乗じて得た時間、<u>当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に3を乗じて得た時間又は当該職員の1週間あたりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に6を乗じて得た時間に4を乗じて得た時間</u>となるように勤務すること。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）<u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第41条（<u>会計年度任用職員給与条例</u> <u>第23条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条（会計年度任用職員給与条例</u></p>	<p>イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に2を乗じて得た時間に当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間を加えた時間、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を38.75から40までの範囲内において規則で定める数で除して得た時間に4を乗じて得た時間に5を乗じて得た時間<u>又は当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に5分の1を乗じて得た時間に3を乗じて得た時間</u></p> <p>_____となるように勤務すること。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）〔略〕</p> <p>（2）次のいずれにも該当する 非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア <u>引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第41条（<u>枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</u>第23条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条（<u>枚方寝屋川消防組合会計年度</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>第23条においてその例による場合を含む。）及び会計年度任用職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p><u>（妊娠等についての申出があった場合における措置）</u></p> <p>第23条 任命権者は、職員が、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出をしたときは、育児休業の取得の促進のための措置として規則で定めるものを講じなければならない。</p> <p><u>（育児休業の取得を円滑にするための措置）</u></p> <p>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第25条 〔略〕</p>	<p>任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条においてその例による場合を含む。）及び同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（委任）</p> <p>第23条 〔略〕</p>

## 議案第9号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の 一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月30日提出

枚方寝屋川消防組合  
管理者 伏見 隆

#### 提案理由

育児と仕事の両立支援を推進するため、「子育て部分休暇」を新設するもの。

## 枚方寝屋川消防組合条例第 号

### 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例（平成7年枚方寝屋川消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「地公法」という。」を加える。

第2条第3項及び第4項中「地方公務員法」を「地公法」に改める。

第8条の2第1項中「第22号」の次に「。以下「給与条例」という。」を、「第6号」の次に「。以下「会計年度任用職員給与条例」という。」を加え、「同条例」を「会計年度任用職員給与条例」に改める。

第11条第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第2項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に、「枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例」を「給与条例」に、「枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を「会計年度任用職員給与条例」に改め、「介護時間」の次に「及び子育て部分休暇」を加え、「同条例」を「会計年度任用職員給与条例」に改め、同条第3項中「時期」を「時季」に改め、同条第4項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附則第6項中「時期」を「時季」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号参考資料

枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について

(主要な改正部分の新旧対照表)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「<u>地公法</u>」という。)第24条第5項の規定に基づき、枚方寝屋川消防組合消防職員(以下「<u>職員</u>」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地公法</u> 第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 <u>地公法</u> 第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号。以下「<u>給与条例</u>」という。)第23条第4項(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号。以下「<u>会計年度任用職員給与条例</u>」という。))第9条においてその例による場合を含む。)又は会</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号 _____)第24条第5項の規定に基づき、枚方寝屋川消防組合消防職員(以下「<u>職員</u>」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法</u>第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 <u>地方公務員法</u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例(昭和26年枚方寝屋川消防組合条例第22号 _____)第23条第4項(枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年枚方寝屋川消防組合条例第6号 _____)第9条においてその例による場合を含む。)又は同</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p>計年度任用職員給与条例第14条の規定により時間外勤務手当又は時間外勤務報酬を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当又は時間外勤務報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（休暇）</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。</p> <p>2 介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、給与条例第41条（会計年度任用職員給与条例第23条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、介護休暇にあってはその期間の勤務しない1時間につき、介護時間及び子育て部分休暇にあってはその勤務しない1時間につき、給与条例第27条（会計年度任用職員給与条例第23条においてその例による場合を含む。）又は会計年度任用職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。</p> <p>3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。</p> <p>4 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>条例第14条の規定により時間外勤務手当又は時間外勤務報酬を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当又は時間外勤務報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（休暇）</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>2 介護休暇及び介護時間については、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例第41条（枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、介護休暇にあってはその期間の勤務しない1時間につき、介護時間についてはその勤務しない1時間につき、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例第27条（枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条においてその例による場合を含む。）又は同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。</p> <p>3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。</p> <p>4 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

新（改正後）	旧（現行）
<p data-bbox="210 236 344 304">附 則 （経過措置）</p> <p data-bbox="168 316 1106 384">6 この条例の施行の際現に職員が請求している年次休暇の<u>時季</u>については、新条例第11条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。</p>	<p data-bbox="1182 236 1317 304">附 則 （経過措置）</p> <p data-bbox="1140 316 2078 384">6 この条例の施行の際現に職員が請求している年次休暇の<u>時期</u>については、新条例第11条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。</p>